

ID: 238

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	原状回復の指示		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市下水道条例 第33条第2項		
例 規 番 号	平成13年条例第138号		
【根拠条文】 (原状回復) 第33条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、その旨を市長に届け出るとともに、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長において認めたときは、この限りでない。 2 市長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日